

令和 5 年度 高萩市一般廃棄物処理実施計画

令和 5 年度高萩市一般廃棄物処理実施計画について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条及び同法施行規則第 1 条の 3 の規定により、次のとおり定める。

令和 5 年 4 月 1 日

高萩市長 大 部 勝 規

1. 一般廃棄物の発生量及び処理量について

種	類	発生量及び処理量（見込み）
ごみ	可燃物	5, 933 t
	不燃物	453 t
	資源物	1, 833 t
	計	8, 219 t
し尿等	し尿	1, 070 kl
	浄化槽汚泥	2, 970 kl
	計	4, 040 kl

2. 一般廃棄物に関する方策について

(1) 排出抑制計画

- ① ライフスタイルや事業活動の見直しによるごみの減量化
 - ・ マイバック持参によるレジ袋の使用量削減
 - ・ 簡易包装の徹底
 - ・ 生ごみの減量化の促進
 - ・ 詰め替え商品やリターナブル容器の使用促進
 - ・ レンタルやリース、修理の利用促進
- ② エコシヨップ制度の普及啓発
- ③ ごみ有料化の継続
- ④ 多量排出事業者に対する減量化の指導

(2) 再使用・再生利用計画

- ①ごみ分別の周知徹底
- ②再生資源の集団回収の推進
- ③小売業者による店頭回収の推進
- ④フリーマーケットなどの活用の啓発
- ⑤再生品の利用促進
- ⑥事業者の分別の徹底
- ⑦新たな資源化の検討

(3) 収集運搬計画

- ①適正な収集運搬体制の確保
- ②ごみ集積所の管理・整備
- ③自己搬入ごみへの対応
- ④処理困難物への対応
- ⑤特別管理一般廃棄物
- ⑥不用品回収業者や無許可業者への対応

(5) 最終処分計画

- ①最終処分場の計画的な確保

(6) その他の計画

- ①ごみに関する意識啓発
- ②地域環境美化活動の推進
- ③不法投棄防止対策の推進
- ④災害廃棄物対策

3. 分別して収集する一般廃棄物の種類及び分別区分について

令和5年度			
大項目	内 容		
もやせるごみ	○生ごみ ○ビニール・プラスチック類 ○資源にならない紙くず類 ○革製品 ○草・枯れ葉類 ○庭木の剪定枝、木製品などを解体したものなど		
もやせないごみ	○陶磁器類・ガラス類 ○資源にならないびん類 ○「もやせるごみ」と「もやせないごみ」が混ざっているごみ ○家電製品など		
粗大ごみ	○指定ごみ袋に入らないもの ○幅・奥行・高さの合計が3m以上のもの ○電気器具、家具、寝具など		
資源ごみ	紙 布	新聞	○新聞、チラシ
		雑誌類	○雑誌 ○包装紙 ○カタログ ○菓子などの箱 ○紙パック類など
		ダンボール類	○ダンボール
	布類	○古着 ○ジャージ ○シャツ ○タオル ○シーツなど	
	缶類	○アルミ缶、スチール缶 ○ビール缶 ○清涼飲料缶 ○アルミ製品 ○缶詰 ○菓子缶など	
	その他の金属	○鍋 ○やかん ○フライパン ○鉄製品 ○アルミ製品など	
	発泡スチロール	○白色トレイ ○電化製品などの梱包材 ○発泡スチロール製で白色のものなど	
	ビン類	○飲料ビン、食品ビン ○一升ビン ○ビールビン ○ウィスキービン ○焼酎ビン ○日本酒ビン	
	ペットボトル	○飲料用ペットボトル ○醤油やみりんなどのペットボトル	
小型家電リサイクル製品	○携帯電話・スマートフォン ○電話機・ファクシミリ ○ラジオ ○カメラ ○映像用機器 ○音響機器 ○ハードディスク、USBメモリ、メモリーカード ○電子書籍端末 ○電子辞書・電卓 ○電子血圧計・体温計 ○理容用機器 ○懐中電灯 ○時計 ○ゲーム機 ○カー用品 ○これらの付属品		
有害・危険ごみ	○蛍光灯、電球、乾電池、水銀体温計、小型充電式電池が取り外せない機器		

4. 一般廃棄物の処理区分と処理体制について

ご み							し尿等	
区 分		もやせるごみ	もやせないごみ	粗大ごみ	有害ごみ	資源ごみ	し尿	浄化槽汚泥
		収集・運搬	家庭系	委託	委託	委託		
	事業系	許可	—	許可	—	許可		
中間処理		組合	組合	組合	—	組合	委託	委託
資源化		—	—	組合	—	組合	—	—
最終処分		組合	組合	組合	—	—	委託	委託